

平成29年6月15日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 特殊車両の指導・取締りの実施について

### 記者発表資料

南部国道事務所では、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両の通行に対する指導・取締りを嘉手納警察署と協力して実施しています。

この度、指導取締要領の改正に基づく特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しましたので、その結果をお知らせします。なお、今月は陸運事務所と合同で取締りを行いました。

#### 【違反車両への対応】

違反者に対する措置は違反内容に応じて下記のとおり実施する。

- ① 特殊車両の構造の一部又は積載物が分割可能な場合は、軽減措置（積載物取卸し）を命令する。
- ② 特殊車両の構造又は積載物が分割不可能な場合は、その場で車両の通行中止を命令する。
- ③ 積載物の処理は当該特殊車両の使用業者である運送事業者等の責任と負担で実施する。
- ④ 違反車両を停止させる場所が無い場合又は停止が不可能な場合は必要な条件を付与して違反状態を解消できる最寄りの停止場所まで、一時的な通行を指示する。
- ⑤ 道路管理者等は、違反者に対して通行の中止、軽減措置を命じた場合、当該措置命令を受けた者は措置命令の内容を履行後に履行証明書（写真等）の提出を命じ、その履行を確認する。

実施日時：平成29年 6月 8日（木） 14：00～16：00

実施場所：国道58号 嘉手納町野国（南部国道事務所車両計測所）

検査結果：特殊車両6台を検査した結果、違反車両は2台でした。

違反内容：警告（許可証不携帯、不許可）2台

（取締状況）



#### 問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所  
副所長 下地 博明（内線205）  
管理第一課長 前城 剛（内線431）

TEL：098-861-2336（代表）

南国HP：<http://www.dc.ogb.go.jp/nankoku/>